

平成23年3月25日

各 都道府県 災害救助担当主管部(局) 御中

厚生労働省社会・援護局総務課  
災害救助・救援対策室長補佐

### 避難所の生活環境の整備について

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震においては、多数の方が避難して継続的に救助を必要としているほか、県域を越えた広範囲の避難も見られるところである。今般の災害については、被災した都道府県だけではなく、被災者を受け入れる側の都道府県においても相当数の避難所を設置する必要があり、これらの避難所についても、速やかに被災者の方々の生活環境を整えることが重要である。

このため、各都道府県におかれては、避難所の生活環境の整備について、下記のごとくに留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

### 記

1. 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、可能となり次第速やかに次の設備や備品等を整備し、被災者のプライバシーの確保、寒さ対策、入浴・洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策を講じること。
  - ①畳・マット・カーペット等の整備
  - ②間仕切り用パーティションの設置
  - ③冷暖房機器の設置
  - ④仮設洗濯場(洗濯機・乾燥機を含む)・簡易シャワー・仮設風呂等の設置
  - ⑤仮設トイレの設置。高齢者、障害者等の災害時要援護者が使いやすい洋式の仮設トイレの設置等、必要に応じて行うこと。

2. 炊き出しその他による食品の給与を実施する場合において長期化が見込まれるときは、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等を必要に応じて行うこと。
3. 避難所については、高齢者や障害者等の災害時要援護者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずること。

(注)福祉避難所については、一般避難所の基準額(1人1日当たり300円)に、特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。

- ・概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用
- ・食品の供与に係る経費等